

(案)

2024年2月16日

厚生労働大臣

武見敬三様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上千博

全日本自治団体労働組合

国民健康保険団体連合会労働組合協議会

議長 西山新吾

記

1. 医療保険制度について

- ① 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、国保連合会を最大限活用すること。
- ② 後期高齢者医療事業の円滑な運営を図るため、国保連合会を最大限活用すること。

2. 国保連合会・国保中央会と支払基金のあり方について見解を示すこと。

3. 「審査支払機能に関する改革工程表」等への対応について

- ① 国保総合システムの2024年度更改については、国の方針に従ったクラウド化により、更改後の保守・運用費用が当面の間大幅に増額するところであるが、国保連労働者の処遇や人員体制に負担が転嫁されないよう、国の責任において必要な対策を講ずること。
- ② 支払基金とのシステム共同利用機能の共同開発に伴う費用については、確実に財政措置を講ずること。

また、システム共同利用機能の共同開発にあたっては、クラウド化が先行する支払基金に引き摺られ、国保固有の機能や業務要件がないがしろにされた結果、国保保険者の業務負担が高まり、被保険者サービスの低下につながらないよう、公平・公正な調整役を果たすこと。

- ③ 将来にわたって、国保総合システムをはじめとする様々なシステムの開発費や保守・運用費用を確保していくため、支払基金と同様、審査支払事業等を法人税の課税対象から除外すること。

4. 医療費適正化の総合的な推進を図るため、国保連合会を最大限活用すること。

(案)

5. 介護保険事業に関する業務が円滑に実施できるよう対応を図ること。
6. 障害者総合支援事業に関する業務が円滑に実施できるよう対応を図ること。
7. 国・地方自治体の医療・保健・介護・福祉・公衆衛生等に関連する幅広い業務支援が円滑に実施できるよう対応を図ること。
8. 国保連職場に関わる課題については、資料および情報の提供と事前協議を行うこと。

以 上